

令和4年5月26日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、村上建設工業株式会社に対して指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：杉山 徹

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
村上建設工業株式会社	宮城県仙台市若林区若林 7－2－8

2 指名停止措置期間：

令和4年5月26日～令和4年6月25日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

村上建設工業(株)の取締役は、同社が入場していた石巻市鮎川浜南地内の工事現場で、令和3年2月23日、同社の作業員が地上から約3.5m突出していたマンホール最上部から降りる際に使用した脚立が折れて墜落して負傷し休業4日以上を要したのに、同市築山四丁目に所在する同社の資材置場で負傷した旨の虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を同年3月3日に提出したとして、令和3年12月9日に石巻簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止措置理由：

上記のこととは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付環境省第9号大臣官房会計課長通知)別表2第16号に該当する。

○工事請負契約に係る指名停止等措置要領 別表第2 一 抜粋 一

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内